


(別紙)

○介護老人保健施設整備・開設までの主な手続きの流れ(令和2年度版)

年 月	県, 市町村の手続き	事業者の手続き
R2.7	(県) 介護老人保健施設整備の手引き(令和元年度版)制定	設置場所の確定 →法規制の有無の確認 (開発許可, 農地転用等) 建築資金計画 市町村との調整 平面図(基本構想)の確定 施設整備計画書作成
R2.7~9	(市町村) 市町村との協議 施設整備計画書への意見書(別紙参照)作成	施設整備計画書, 関係書類 提出
R2.7~8	施設整備計画書, 関係書類の事前協議	
R2.9.30	施設整備計画書, 関係書類の提出締切	
R2.10~12	(県) 施設整備計画書, 関係書類の内容審査	
R2.12 までに 	(県) 茨城県社会福祉法人認可及び福祉施設等整備審査 委員会(委員会に付議する必要がある場合に限る) ⇒整備対象施設正式決定	
開設1ヶ月 前まで	(市町村) 開設許可申請に対する意見書作成	開設許可申請書提出
R4.3までに 開設する)	(県) 開設許可	